

島根県報

第一、四九六号

平成十五年八月十五日
(金曜日)

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百七十九号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。
なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次のように定めるところにより意見述べることができる。
平成十五年八月十五日

告示

示

告示
目次
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出
公 告
肥料の登録の更新
正 誤

平成十五年三月十一日付け島根県報第一、四五一号中（漁港漁場整備課）二
（生産振興課）二
（経営支援課）一

（変更後）株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮貴司 島根県隱岐郡西郷町大字平四三一一番地一
（変更前）株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮貴司 島根県隱岐郡西郷町大字平四三一一番地一
平四三一一番地一
平四三一一番地一
平四三一一番地一

4 変更の年月日

平成十五年八月一日

2 届出年月日

平成十五年八月一日

3 届出

西郷町ふるさと振興課（隱岐郡西郷町大字城北町一一番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の名称の変更
(変更前) 仮称ヤマダヤショッピングセンター
(変更後) ショッピングセンターひまり

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮貴司 島根県隱岐郡西郷町大字平四三一一番地一
(変更後) 株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮貴司 島根県隱岐郡西郷町大字平四三一一番地一

2 ショッピングセンターひまり 島根県隱岐郡西郷町大字平四三一一番地一
大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮貴司 島根県隱岐郡西郷町大字平四三一一番地一
一

- (四) 意見書の内容
 (五) 意見を述べる理由
 3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成十五年八月十五日

島根県知事 澄田信義

島肥登 第十号	島肥登 第三百九号	島肥登 第三百八十九号	登録番号
肥料 乾燥菌体	肥料 乾燥菌体	肥料 乾燥菌体	肥料の 種類
料二号 六・五乾 燥酵母肥	料一号 七・〇乾 燥酵母肥	料一号 七・〇乾 燥酵母肥	肥料の 名称
りん酸全量 一・〇	窒素全量 六・五	りん酸全量 一・〇	保証成分量 %
のとおり のとおり	のとおり のとおり	のとおり のとおり	規格 その他の
五番地一 田区五番町 東京都千代 ミカル株式 日本製紙ケ	五番地一 田区五番町 東京都千代 ミカル株式 日本製紙ケ	五番地一 田区五番町 東京都千代 ミカル株式 日本製紙ケ	生産業者の 氏名又は名 称及び住所
日 七月三十一 平成十八年	日 七月三十一 平成十八年	日 七月三十一 平成十八年	期限 登録有効

訂正する。

ページ

上段

初めから五
行

大字下西一七〇五番地
一 誤

五番地一
大字下西字大座一七〇
正

平成十五年三月十一日付け島根県報第一、四五一号中に誤りがあつたので、次のように

正誤